

感推第480号
令和3年8月19日

一般社団法人岐阜県医師会長 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課
ワクチン接種対策室長

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン接種加速化支援事業費
補助金交付要綱の制定について

今般、新型コロナウイルスワクチン接種の加速化を推進するため、岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン接種加速化支援事業費補助金交付要綱を制定し、市町村宛に通知しましたので御承知おきください。

なお、本補助金の考え方に基づき市町村が実施するワクチン接種協力金の申請方法等については、各市町村が問い合わせ窓口となります。

担当所属	健康福祉部感染症対策推進課 ワクチン接種対策室 市町村支援第5係
担当係長	加 藤
電話番号	058-272-1111 (内線) 2762
E-mail	c11237@pref.gifu.lg.jp



岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン接種加速化支援事業費補助金交付要綱

令和3年7月27日制定

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）を加速化させるため、この要綱に基づき市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額、補助率並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項
 - (2) その他知事が必要と認める事項
- 2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 規則第6条第1号の軽微な変更 補助対象経費の20%以内の変更
 - (2) 規則第6条第2号の軽微な変更 事業の目的及び主な内容の変更とならないもの
- 3 規則第6条第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 規則第6条第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第2号様式）
 - (2) 規則第6条第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）
 - (3) 規則第6条第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）
- 4 補助事業者は、この補助金と重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(補助金の交付の決定等)

- 第5条 知事は、規則第4条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による交付の決定をしたときは、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

- 第7条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。
- 2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)から30日を経過した日とする。

(交付金の交付の時期)

- 第8条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

(書類、帳簿等の整備及び保管)

- 第9条 補助事業者は、補助金の交付に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

附 則

- この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	基準額	補助率	補助金の額
(1) 集団接種 令和3年5月1日から令和3年7月31日までの期間に、市町村が実施するワクチン接種にあたり、時間外又は休日に自院を接種会場（1日当たり100人以上に接種を行う会場に限る。）として提供した医療機関に対し支援する事業	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料並びに補助金及び交付金	200,000円×接種会場として提供した日数	2分の1	補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の範囲内
(2) 個別接種 令和3年5月1日から令和3年7月31日までの期間に、時間外又は休日にワクチン接種を実施する事業	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）及び委託料	2,000円×ワクチンを接種した回数		
令和3年5月1日から令和3年7月31日までの期間に、時間外又は休日にワクチン接種を実施する医療機関に対し支援する事業	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料並びに補助金及び交付金	ただし、診療所にあつては、岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金により、1回当たり2,000円又は3,000円の交付を受けた接種を除く。また、同交付金により、1日当たり50回以上の接種に対し定額10万円の交付を受けた日については、2,000円×（接種した回数-50）とする。		

市町村協力金の実施状況 (8/17調査)

	1. 財政支援策の有無	2. 財政支援策の内容	3. 問い合わせ窓口
岐阜市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※県交付金の支給対象となる部分については対象外 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ・対象期間は5月1日～7月31日 	新型コロナウイルスワクチン接種対策課 丹羽 TEL 058-252-0538 e-mail vaccine@city.gifu.gifu.jp
大垣市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ・対象期間は5月1日～7月31日 週100回以上(150回以上)×4週間で1回2,000円(3,000円)の県交付金を受ける日については、すべての回数が「交付対象外」 	大垣市新型コロナウイルスワクチン接種対策室 総務グループ 水谷 TEL 0584-47-6103 e-mail vaccine@city.ogaki.lg.jp
高山市	有	【現在検討中】 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 	健康推進課健康政策係 黒谷(担当者名) TEL 0577-35-3160 e-mail kenkousuishin@city.takayama.lg.jp
多治見市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ・対象期間は5月1日～7月31日 	保健センター 母子グループ 横田 TEL 0572-23-6187 e-mail hosen@mami.city.tajimi.lg.jp
関市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ・週100回以上(150回以上)を4週間以上で1回2,000円(3,000円)の県交付金を受ける日については、すべての回数が市町村協力金の交付対象外 ・対象期間は5月1日～7月31日 	市民健康課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 担当: 篠田賢人・桑原健 TEL 0575-24-0111(内線) 17 e-mail hoken@city.seki.lg.jp
中津川市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ※週100回以上(150回以上)×4週間で1回2,000円(3,000円)の県交付金を受ける日については、すべての回数が「交付対象外」 ・対象期間は5月1日～7月31日 	健康医療課 大野嘉之 TEL 0573-66-1111(内線535) e-mail kenkou@city.nakatsugawa.lg.jp
美濃市	無		
瑞浪市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※県交付金の支給対象となる部分については対象外 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ・1日100回以上の接種が行われる集団接種会場として時間外・休日に自院を場所提供した医療機関に対し、1日当たり20万円を交付 ・対象期間は5月1日～7月31日 	瑞浪市新型コロナウイルスワクチン接種対策室 黒木 大輔 TEL 0572-56-0026(直通) e-mail wakutai@city.mizunami.lg.jp
羽島市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※県交付金の週100回以上または週150回以上の接種を4週間以上継続したことに対する加算(1回2,000円または3,000円)との併給はできない ※県交付金の1日50回以上定額10万円の交付を受けた場合は、51回目以降が対象 	新型コロナワクチン対策室 山木田 TEL 058-392-1111(内線2176) e-mail kosodatekenko@city.hashima.lg.jp
恵那市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ※週100回以上(150回以上)を4週間以上で1回2,000円(3,000円)の県交付金を受ける日については、すべての回数が市町村協力金の交付対象外 ・対象期間は5月1日～7月31日(予定) 	健康推進課新型コロナウイルスワクチン接種推進室(安江宏樹) TEL 0573-26-2111 内線 545 e-mail wakuchinseesshu@city.ena.lg.jp

美濃加茂市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ・対象期間は5月1日～7月31日 	健康課（新型コロナウイルスワクチン接種対策室） 新型コロナウイルスワクチン接種対策係 木谷 TEL 0574-25-2111（内線530） e-mail masako.kitani@city.minokamo.lg.jp
土岐市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ※県交付金の支給対象となる部分については対象外 ・対象期間は5月1日～7月31日 	土岐市保健センター 伊藤・深萱 TEL 0572-55-2010 e-mail hoken@city.toki.lg.jp
各務原市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※県交付金の支給対象となる部分については対象外 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ・1日100回以上の接種が行われる集団接種会場として時間外・休日に自院を場所提供した医療機関に対し、1日当たり20万円を交付 ・対象期間は5月1日～7月31日 	健康管理課課新型コロナウイルスワクチン接種対策室 奥村、北川、寺島 TEL 058-383-7297 e-mail kenkok@city.kakamigahara.gifu.jp
可児市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※県交付金の支給対象となる部分については対象外 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ・1日100回以上の接種が行われる集団接種会場として時間外・休日に自院を場所提供した医療機関に対し、1日当たり20万円を交付 ・対象期間は5月1日～7月31日 	新型コロナウイルスワクチン接種推進室 ワクチン接種推進係 肥田尚幸 TEL 0574-62-1111 e-mail vaccine@city.kani.lg.jp
山県市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の個別接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ・対象期間は5月1日～7月31日 	健康介護課成人健康係 田中 TEL 0581-22-6838 e-mail kenko@city.gifu-yamagata.lg.jp
瑞穂市	有	<ul style="list-style-type: none"> 市が支払う協力負担金 ・時間外・休日実施分について1回あたり一律2,000円 ・1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ・対象期間は5月1日～11月30日 	健康推進課 担当者：山崎 佐知子 TEL 058-327-8611 e-mail kenkou@city.mizuho.lg.jp
飛騨市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ・対象期間は5月1日～7月31日 	市民保健課健康推進係 後藤 和宏 TEL 0577-73-2948 e-mail kenkou@city.hida.lg.jp
本巣市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ・対象期間は4月20日～7月31日 	健康増進課保健指導係 堀島 由香 TEL 0581-34-5028 e-mail motosu-hc@city.motosu.lg.jp
郡上市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ・対象期間は5月1日～7月31日 	健康課 仲谷 聡子 TEL 0575-67-1834 e-mail kenkou@city.gujo.lg.jp
下呂市	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ※県交付金の支給対象となる部分については対象外 ・対象期間は5月1日～7月31日 	健康医療課（担当者名）小畑 TEL 0576-53-2101 e-mail yukie-kb@city.gero.lg.jp
海津市	無		
岐南町	有	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※県交付金の週100回以上または週150回以上の接種を4週間以上継続したことに対する加算（1回2,000円または3,000円）との併給はできない ※県交付金の1日50回以上定額10万円の交付を受けた場合は、51回目以降が対象 	福祉部 健康推進課 高井 由実 TEL 058-247-1321 e-mail kenkousuisin@town.ginan.lg.jp

笠松町	有	・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※県交付金の週100回以上または週150回以上の接種を4週間以上継続したことに対する加算(1回2,000円または3,000円)との併給はできない ※県交付金の1日50回以上定額10万円の交付を受けた場合は、51回目以降が対象	健康介護課 担当者:後藤 TEL 058(388)7171 e-mail kenkokaigo@town.kasamatsu.lg.jp
養老町	有	・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ※対象期間は8月1日以降	養老町保健センター (担当者名) 藤井 TEL 0584-32-9025 e-mail hoken-ct@town.yoro.gifu.jp
垂井町	有	・1日100回以上の接種が行われる集団接種会場として時間外・休日に自院を場所提供した医療機関に対し、1日当たり20万円を交付 ・対象期間は5月1日~7月31日	健康福祉課(新型コロナワクチン接種推進チーム) (担当) 岡野、松田、木俣 Tel.0584-22-1151(内260) e-mail hoken@town.tarui.lg.jp
関ヶ原町	有	(時間外、休日の個別接種) 1回 2,000円 (ただし、1日に50回以上接種の場合は、51回目以降を対象とする)	関ヶ原町 医療保健課(健康増進センター) (担当) 谷田、児玉、桐山 ☎0584-43-3201、FAX:0584-43-3204
神戸町	有	・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ・1日100回以上の接種が行われる集団接種会場として時間外・休日に自院を場所提供した医療機関に対し、1日当たり20万円を交付 ・対象期間は5月1日~7月31日	健康福祉課保健センター係 室井 恵子(担当者名) TEL 0584-27-7555 e-mail hoken@town.godo.lg.jp
輪之内町	無		
安八町	有	・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ※対象期間は5月1日~7月31日	保健センター 担当者:吉田 咲紀 TEL (0584) 64-3775 e-mail saki-y@town.anpachi.lg.jp
揖斐川町	無		
大野町	無		
池田町	無		
北方町	有	・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象	健康推進課 (担当者名) 野田 TEL 058-323-7600 e-mail hokence@town.gifu-kitagata.lg.jp
坂祝町	無		
富加町	無		
川辺町	有	令和3年5月1日から令和3年7月31日までの期間に、時間外又は休日にワクチン接種を実施した場合、1回当たり2,000円を交付。 ※ただし、診療所にあつては、岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金により、1回当たり2,000円又は3,000円の交付を受けた接種を除く。 新型コロナ予防接種実施協力金として、各医療機関に10万円を交付。	健康福祉課 丸山 智実 電話 0574-53-2515 メール kenkou@town.gifu-kawabe.lg.jp
七宗町	無		
八百津町	無		
白川町	有	・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ・対象期間は5月7日~7月31日	保健福祉課保健係 長尾ひろみ TEL 0574-72-2317(内361) e-mail hoken@town.shirakawa.lg.jp
東白川村	無		
御嵩町	有	【現在検討中】 ・時間外・休日の接種1回当たり2,000円を交付 ※1日50回以上定額10万円の県交付金を受けた場合は、51回目以降が対象 ・対象期間は5月1日~7月31日	福祉課保健予防係 秋田 弥生 TEL 0574-67-2111 e-mail h-senta@town.mitake.lg.jp
白川村	無		